

施設有料貸出に関する使用制限、使用許可の取り消し、および免責事項について

1. 目的・内容による使用制限

本学の教育活動への支障がない範囲で国家試験、語学試験、資格試験、模擬試験等への貸出を行っています。ただし、以下の場合、ご利用をお断りいたします。

- ・ 本学施設の利用対象から著しく異なるものであると本学が判断した場合
- ・ 特定の政治活動・宗教活動またはそれに類する場合
- ・ 公序良俗に反する場合
- ・ 管理運営において支障があると本学が判断した場合

2. 使用許可の取り消し、使用中止について

施設使用許可証発行後または使用中に下記の事態が認められた場合、許可の取り消しまたは使用中止の措置をとることがあります。この場合、キャンセル料金、利用料金を請求させていただきます。なお、主催者のいかなる損害についても、本学は一切の責を負いません。

- ・ 指定日までに必要書類の提出がされない場合
- ・ 行事の内容が管理上または風紀上好ましくないと本学が判断した場合
- ・ 利用目的や内容に虚偽の申請が判明した場合
- ・ 無断で許可された行事以外の行事を行うことが判明した場合
- ・ 施設利用中に利用者、関係者の責に起因する事故が起きた場合
- ・ 利用申し込み以外の施設に立ち入った場合
- ・ 募集や広報に際し、学校法人立教学院、および各学校との関係性について不明瞭な表現を使用し、参加者等に誤解を与える行為と本学が判断した場合
- ・ 利用者の関係者に反社会的勢力との密接な関係を有する者がいると認められる場合
- ・ 他の施設利用者、近隣住民に迷惑行為や暴力的な行為を行った場合
- ・ 感染症等の蔓延等を防止する目的で本学から依頼した事項を行っていただけない場合。

3. 使用許可の解除について

施設使用許可後または利用中においても、次の場合には本学より使用許可の解除、または利用中止の措置をとることがあります。この場合、キャンセル料金、当日分の利用料金は請求いたしません。これによって生じる利用者の損害についても、本学は一切の責を負いません。

- ・ 天災、火災、その他不可抗力によって、施設の提供が困難となった場合
- ・ 大規模地震対策措置法により、警戒宣言が発令された場合
- ・ 感染症等の蔓延等による緊急事態宣言の発令、もしくは本学が同等の事態だと判断し、施設有料貸出事業の中止を決定した場合

4. 賠償について

- ・ 貸出利用期間中の荷物の紛失・破損について、本学は一切の責を負いません。
- ・ 主催者、関係者（来場者含む）の所有物の盗難、毀損等による損害、および行事中の事故等については、本学は一切の責任を負いません。
- ・ その他、本学の責に帰さない理由により施設の利用が中止された場合、本学はその損害について一切の責を負いません。
- ・ 主催者、関係者（来場者含む）が学内者、近隣住民等に損害を与えた場合、主催者の責において相手方と交渉し損害賠償を履行してください。当該案件について、本学が一切関与しません。

以上